

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第1章 総務（第1条—第3条）

第2章 厚生福祉（第4条）

第3章 教育環境（第5条）

附則

第1章 総務

（春日部市認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

第1条 春日部市認可地縁団体印鑑条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（登録資格）</p> <p>第2条</p> <p>（2） <u>法第260条の9</u>に規定する仮代表者</p> <p>（3） <u>法第260条の10</u>に規定する特別代理人</p> <p>（4） <u>法第260条の24又は第260条の25</u>に規定する清算人</p> <p>（印鑑の登録）</p> <p>第4条</p> <p>2</p> <p>（5） 認可地縁団体の<u>主たる事務所</u>の所在地 （登録原票の職権抹消）</p> <p>第8条</p> <p>（2） <u>法第260条の20</u>の規定により認可地縁団体が解散したとき。</p>	<p>（登録資格）</p> <p>第2条</p> <p>（2） <u>法第260条の2第15項の規定により準用され、読み替えられた民法（明治29年法律第89号）第56条</u>に規定する仮代表者</p> <p>（3） <u>法第260条の2第15項の規定により準用される民法第57条</u>に規定する特別代理人</p> <p>（4） <u>法第260条の2第15項の規定により準用される民法第74条又は第75条</u>に規定する清算人</p> <p>（印鑑の登録）</p> <p>第4条</p> <p>2</p> <p>（5） 認可地縁団体の<u>事務所</u>の所在地 （登録原票の職権抹消）</p> <p>第8条</p> <p>（2） <u>法第260条の2第15項の規定により準用され、読み替えられた民法第68条（同条第1項第2号を除く。）</u>の規定により認可地縁団体が解散したとき。</p>

<p>(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第11条</p> <p>(3) 認可地縁団体の<u>主たる事務所</u>の所在地</p>	<p>(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第11条</p> <p>(3) 認可地縁団体の<u>事務所</u>の所在地</p>
---------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

(公益法人等への春日部市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益法人等への春日部市職員の派遣等に関する条例(平成17年条例第31号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>公益的法人</u>等への春日部市職員の派遣等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人</u>等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項並びに第6条第2項の規定に基づき、<u>公益的法人</u>等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>(1) <u>一般社団法人又は一般財団法人</u>で規則で定めるもの</p> <p>(2) <u>公益的法人</u>等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令(平成12年政令第523号)に規定する法人で規則で定めるもの</p>	<p style="text-align: center;"><u>公益法人</u>等への春日部市職員の派遣等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人</u>等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項並びに第6条第2項の規定に基づき、<u>公益法人</u>等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>(1) <u>民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人</u>で規則で定めるもの</p> <p>(2) <u>公益法人</u>等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令(平成12年政令第523号)に規定する法人で規則で定めるもの</p>

(春日部市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第3条 春日部市職員公務災害等見舞金支給条例(平成17年条例第41号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(4) <u>公益的法人</u>等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項に規定する職員</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(4) <u>公益法人</u>等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項に規定する職員</p>

第2章 厚生福祉

(春日部市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第4条 春日部市予防接種健康被害調査委員会条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(組織) 第3条 (3) <u>春日部市医師会</u> 2人	(組織) 第3条 (3) <u>社団法人春日部市医師会</u> 2人

第3章 教育環境

(墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成17年条例第113号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(経営者の基準) 第3条 (2) <u>公益社団法人又は公益財団法人</u>	(経営者の基準) 第3条 (2) <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人</u>

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。